# 帰還困難区域に関する政府方針(第3回 人・町の復興部会共通)

平成28年10月



福島県双葉町



# 帰還困難区域に関する政府方針

帰還困難区域の取り扱いに関する基本的な方針

#### 帰還困難区域

● 帰還困難区域の、避難指示解除準備区域 または居住制限区域への見直しは行わない



復興拠点

そのかわり・・・

## 復興拠点

- 帰宅困難区域のうち、5年を目途に、放射線量の低下状況も踏まえて 避難指示を解除し、居住可能な「復興拠点」を整備
- 復興拠点の避難指示解除までのプロセス
  - ① 市町村による復興拠点整備計画の策定
  - ② 国による整備計画の認定
  - ③ 復興拠点等の整備
  - ④ 5年を目途に避難指示を解除

## 帰還困難区域に関する政府方針

## 整備に関する取組および具体化に向けた課題

#### 復興拠点整備に関する取組

- 帰還困難区域の運用見直し
  - 復興拠点設定の際の拠点等への立ち入り規制等について、必要な見直しを行う。
  - 復興拠点における事業実施の要件の見直しを行う。
- インフラ整備・除染
  - 国道6号線、それに隣接する道路、常磐道の追加IC、など主要道路の除染等の整備
  - 一体的かつ効率的な除染とインフラ整備
- 復興拠点外地区への支援
  - 復興拠点外地区における伝統・文化のシンボル、人の交流拠点の整備の支援

## 帰還困難区域における検討課題

● 里山の再生モデル事業の実施を検討

## 地元を離れて生活する方々への支援

申長期的にきめ細かい支援を行うため、避難先での生活支援強化を検討



